

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和3年度）

住 所 香川県高松市香南町岡1312番地7

事 業 者 名 高松空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 小幡 義樹
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
—	・現在のところ移動等円滑化基準に適合しているため、該当事項無し。	—

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客ビル施設増改修工事計画における基準の維持	・増改修工事対象となる施設においても、引続き公共交通移動等円滑化基準への適合を図る。 ・増改修工事計画において、ノンステップ PBBの導入や国際線搭乗待合室内の身体障害者用トイレの設置について検討する。	計画策定段階において継続して検討している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港関係事業者間の相互連携	<ul style="list-style-type: none"> 乗降時の介助、誘導その他支援及び使用器具等の情報を空港関係事業者間で共有する。(2021年度) 空港内を高齢者、障害者等が移動するための課題を共有するために、今後、空港関係事業者と共同で利用者の導線に沿った確認作業を継続して計画する。(2021年度) 	利用者の導線に沿った確認作業について、コロナ禍を考慮し、当該年度は社内担当部署のみでターミナルから駐車場への経路確認(段差・グレーチングによる障害等)を実施した。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等における施設情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 当空港のホームページにおける高齢者や障害者等に配慮した表示の在り方及び掲載内容について、継続して検討・改善する。(2021年度) 	当該年度に導入した「ミライロID」対応に関してホームページに反映し、情報提供を行った。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社内関係部署にて、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修モデルプログラムに準拠した研修を行う。(2021年度) 	社内関係部署にて左記研修を実施した。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送による周知の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者障害者等用施設等の適正利用促進のため、旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送を実施することにより、空港利用者に対する周知を行う。(継続実施) 	計画に沿った掲示等の実施により、障害者等用駐車スペース・高齢者障害者等用便房等の適正な利用に係る周知を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

今後の増改修工事計画において、現行の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した対策について検討実施中。

(3) 報告書の公表方法

当空港のホームページ上に掲載する。

(4) その他

—

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和4年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
高松空港 旅客ターミナルビル	香川県高松市	人 3,339	○	○	総数 5 旅客搭乗橋設置数 (4)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋設置数			
					総数 旅客搭乗橋設置数			
(合計) 計1ターミナル			1	1	総数 5 旅客搭乗橋設置数 (4)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	—
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	—